

「小樽市過疎地域持続的発展市町村計画（原案）」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- | | | |
|---|--------------------|-----|
| 1 | 意見等の提出者数 | 2人 |
| 2 | 意見等の件数 | 29件 |
| 3 | 上記2のうち計画等の案を修正した件数 | 7件 |
| 4 | 意見等の概要及び市の考え方 | |

No.	意見の概要	市の考え方等
1	<p>（共通）</p> <p>本計画を策定する小樽市の目的及び意思が不明です。「本計画の策定について、3過疎計画とは」において、法で定める特別措置法の適用を受けるためには過疎計画の策定が必須と記載されるが、計画（原案）には策定の目的・狙いが示されていない。1章(4)地域の持続的発展の基本方針の前に記載すべきである。少なくとも特別措置法の前文及び第1条に示される国の考え方に小樽市は賛同する立場を取っているのかの意思も示すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、過疎計画策定の趣旨に関する内容を、次のとおり追記します。</p> <p>＜1 基本的な事項（4）地域の持続的発展の基本方針ア基本的な考え方＞</p> <p>2段落目と3段落目の間に、次の文章を追記</p> <p>また、令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「過疎法」という。）が施行され、本市は、改めて過疎地域として指定されました。過疎法では、過疎対策の理念として「過疎地域における持続可能な社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上（過疎地域の持続的発展）」の実現が極めて重要であると明示されたほか、過疎法に基づく過疎計画を策定することで、財政上の特別措置を活用した地域活性化等の取組を積極的に推進することが可能になります。</p>
2	<p>（共通）</p> <p>市民との協働を基本的な考え方として示すべきではないか。例えば10頁除排雪に市民との協働が示されるが、全施策を対象に協働を前面に出すべきではないか。</p>	<p>市民との協働の考え方については、「13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項」に項目を立てて、市民参加型の市政運営の推進、地域コミュニティ活動の活性化、民間企業や大学等との連携といった、基本的な対応、方針を定めています。</p>
3	<p>（共通）</p> <p>協働と同様、民間の活用は基本的な考え方として示すべきではないか。公共施設の再構築に関しては民間活用を多少意識しているが、上下水道の外部委託含め過疎化対策の基本方針とし民間活用を前面に出すべきではないか。</p>	<p>民間活用は、多様な主体が公共サービスの提供を担っていくための手法として位置付けられますが、行政が担っている業務の性質上、適する業務と法令上民間活用が可能であっても必ずしも民間活用に適さないものがあると考えています。</p> <p>御意見については、各種政策を検討する上での手法の一つとして参考にさせていただきます。</p>
4	<p>（共通）</p> <p>基本的な考え方に数値目標を設定すべきと考えます。持続的発展を実現するための施策に対する目標数値の設定ではなく、何をもちって持続的発展が達成できたかを数値化するという事です。5頁表1-1(2)人口の見通しの「将来見通し」及び財政力指数などが適切と考えます。</p>	<p>過疎計画では、「1 基本的な事項」において、計画全体として定性的な「地域の持続的発展のための基本目標」と各施策において数値目標を掲げて、計画の進捗を管理することとしています。</p> <p>人口対策に関しては、現在、総合戦略を策定し取組を進めていますが、地域の特性や社会情勢の変化の影響を受けやすいことや実施した施策の効果との関連性が見えにくいことから、総合戦略と同様に具体的な数値を掲げずに定性的な目標を掲げているものです。</p>

5	<p>(共通)</p> <p>計画期間が令和8年度末までとなっているが、この期間において小樽市を取り巻く環境がどうなるか整理されていない。少なくともワクチン接種による以前の生活に戻るのではなく with コロナを前提にするなど、前提も示すべきではないのか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に関しては、現在も感染の拡大と縮小を繰り返している状況であり、将来に向けた影響を予想することは難しく、計画に反映することは困難です。</p> <p>なお、今後計画を推進していく上では、実行段階において社会情勢等を考慮し、柔軟な対応が必要になるものと考えています。</p>
6	<p>(共通)</p> <p>計画期間で行う施策及びそれに対応した事業のみを提示するのではなく、次の5年後(令和9年度以降)には何を行うのかを検討する必要があり、この事を計画の一部として記載すべきである。</p>	<p>次期過疎計画については、今回策定する過疎計画を進捗管理することで判明する課題のほか、次期計画の策定作業を進める上で、計画期間内に取り組みなければならない施策や事業などが新たに発生することもあり得るため、本過疎計画には記載せず、次期計画でそれらを考慮し策定作業を進めていくことになりまので、原案どおりとします。</p>
7	<p>(共通)</p> <p>観光を基幹産業と位置付け、まるで小樽の諸問題を解決する特効薬のような扱いで計画が設計されているように感じられました。新型コロナウイルス流行によって大きく人々の生活様式や価値観が変化した今、果たして観光を中心に考えるのは危険ではないかと思えます。</p> <p>基本的な事項でも書かれているように、小樽は昔、北海道の玄関口であり、国内や海外から集まった人・物・カネ・情報と北海道各地域から集まった人・物・カネ・情報を国内・海外や北海道各地域へ送るために必要な第2次・3次産業が発展した町だと思えます。ところが、玄関としての機能が千歳等(人)、苫小牧等(物)、札幌等(カネ・情報)に移ったために、残された小樽の第2次・3次産業が空回りして、過疎化したのが現在だと思えます。ならば解決手段は、第2次・3次産業を回すために必要な人・物・カネ・情報を自前で作ることであり、それらをほぼゼロから作れる唯一の産業が第1次産業であり、ゆえに第1次産業を育てることこそが、小樽を真に救う手段ではないでしょうか。</p> <p>観光とは、第1次・2次・3次産業がしっかり回ってから、副次的に生成する見かけの産業であり、初めから基幹産業として扱ってはならないものだと私は強く思います。</p> <p>実は、小樽は、本来北海道では生育が難しい野菜や果樹を栽培することができる特殊な気候だと聞きます。また、密かに東京の市場に送られている一品級の水産物が獲れるとも聞きます。それらこそが小樽の魅力であり、第1次産業の発展は力を入れる価値が十分であると私は確信しています。</p> <p>計画の各手順は概ねよく考えられていると感じましたが、ただ小樽全体のあり方や方向性で、あまり観光を重要視しない方が良く、むしろもっと第1次産業の発展を前面に出した方が良いのではと言うのが、結局のところ私の意見です。</p>	<p>過疎計画では、移住及び交流、地域間交流の促進や人材育成、産業の振興、生活環境の整備など、広く市政に関する内容を計画に掲載しており、観光を中心とした計画ではありません。</p> <p>地域の持続的発展について、広く市政に関する内容を掲載しているため、一部に偏ることなく、計画を推進していきたいと考えています。</p>

8	<p>(共通)</p> <p>自治体の安定運営というのか収益改善のような項目が計画にないように見えたが、そういうものなのでしょうか。夕張のように破綻すると色々と大変だと聞きますが、初めから自治体頼りと言うのは市民としてどうなのかと思いますが、不安には思いました。</p>	<p>過疎計画は、過疎地域の持続的発展を推進するための計画であり、自治体の安定運営や収益改善を図る計画ではありません。</p>
9	<p>(1 基本的な事項(1)ウ)</p> <p>3行目に「企業家支援」とあるが「起業家支援」が正しいのではないか。</p>	<p>小樽商科大学大学院で開講しているビジネススクール「商学研究科アントレプレナーシップ専攻」においては、「アントレプレナーシップ(企業家精神)」をベンチャー企業といった狭い意味に限定せずに既存企業内における新規事業開発や企業・自治体等の組織改革など「革新」を実行しうる意識と能力にあふれるMBA(経営学博士)ホルダーを育成することを目指していることから、「企業家」の表現を用いていますが、御意見を踏まえ、より適切な表現とするため、計画を次のとおり修正します。</p> <p>< 1 基本的な事項(1)小樽市の概況 ウ社会的、経済的条件の概要 ></p> <p>【P2の3行目から4行目】</p> <p>ビジネススクール(MBA学位の取得可能)を開講するなど、企業家精神を備えた人材の育成を積極的に展開しています。</p>
10	<p>(1 基本的な事項(3)ア)</p> <p>財政の状況に、過疎地域の指定要件である財政力要件：財政力が0.44であることと、この事が意味する事象を丁寧に記載すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、財政力要件等に関する内容を追記します。</p> <p>< 1 基本的な事項(3)行財政の状況 ア財政の状況 ></p> <p>【2段落目と3段落目の間に次の文章を追記】</p> <p>なお、過疎地域の指定要件の一つである財政力指数※は、0.44(要件は0.51以下)となっており、人口と産業構造から分類される類似団体の中では低い水準となっております。</p> <p>【最終段落の後に注釈を追記】</p> <p>※「財政力指数」…地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値であり、当該指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。</p>
11	<p>(1 基本的な事項(3)イ)</p> <p>行政組織の状況に「今後も事務事業のスクラップや事務処理方法の簡素化などを実施し、市民ニーズに応える組織整備に努めていく必要があります」と記載されるが、小樽市の現況を説明する文面としては不適切である。職員数の適正状況と人口減への対応方針など現状を示すべきである。</p>	<p>御意見については、行政組織の状況の本文冒頭に、「厳しい財政状況の中で、将来に渡り円滑な市政運営を進めていくためには、人口や財政規模に見合った職員数としながらも、多様化・高度化する行政需要に対して、適切に対応可能な組織体制が必要となっております。」と記載し、現状を示しているため、原案どおりとします。</p>
12	<p>(1 基本的な事項(3)イ)</p> <p>公共施設の整備状況として、表1-2(2)に一部が示されるが、長寿化計画を策定している市役所・体育館などの一般公共施設と学校などについても記載すべきである。</p>	<p>公共施設の整備状況については、国が過疎市町村に対して過疎計画に掲載すべき内容を示した作成例に準じて作成しているものであるため、原案どおりとします。</p>

13	<p>(1 基本的な事項(4ア)) 最終行から6行目に「他地域と比較し」とあるが、意味がよくわからない。</p>	<p>御意見を踏まえ、「他地域と比較し、」を削除し、計画を次のとおり修正します。</p> <p><1 基本的な事項(4) 地域の持続的発展の基本方針 ア基本的な考え方> 【4段落目の5行目】 ～、まちづくりを進めていくためには、恵まれた自然環境、～</p>
14	<p>(1 基本的な事項(4ア)) 基本的な考え方において「持続的発展に努めます」とあるが、「持続的発展」とは何か定義が示されていない。特別措置法の前文などに示される事項などを本計画に明示すべきではないのか。</p>	<p>御意見を踏まえ、過疎地域の持続的発展に関する内容を、次のとおり追記します。</p> <p>※No.1と同様 <1 基本的な事項(4) 地域の持続的発展の基本方針 ア基本的な考え方> 2段落目と3段落目の間に、次の文章を追記 また、令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(以下「過疎法」という。)が施行され、本市は、改めて過疎地域として指定されました。過疎法では、過疎対策の理念として「過疎地域における持続可能な社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上(過疎地域の持続的発展)」の実現が極めて重要であると明示されたほか、過疎法に基づく過疎計画を策定することで、財政上の特別措置を活用した地域活性化等の取組を積極的に推進することが可能になります。</p>
15	<p>(1 基本的な事項(4ア)) 基本的な考え方において「持続的発展に努めます」とあるが、「努める」では本計画に真剣に取り組んでいるのか疑わしい記述である。特別措置法の前文においては「(前略)過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、(中略)全力を挙げて取り組むことが極めて重要である。」とあり、このニュアンスに近付けた小樽市の意気込みを示すべきである。同様に、図中の「地域の持続的発展に寄与」の「寄与」も弱い表現である。</p>	<p>御意見については参考として受け止め、原案どおりとし、持続的発展に向け、計画を着実に推進してまいります。</p>
16	<p>(1 基本的な事項(4ア)) 既に策定してあるまちづくり6つのテーマ及び市政運営の基本姿勢を過疎地域持続的発展のために実施すべき事項と「結び付け」、地域の持続的発展に寄与と図に説明がある。この「結び付け」はおかしい。まちづくり6つのテーマ及び市政運営の基本姿勢が特別措置法が求めている事項とマッチするかどうかを「検証」することが先決である。現在の表現では既に策定したまちづくり6つのテーマ及び市政運営の基本姿勢を流用して、本計画策定を手抜きしているように感じる。</p>	<p>本市の最上位計画である総合計画において示している地域の振興や発展に関する内容と過疎法で示している実施すべき事項については、大局的見地では同様であることから、双方を結び付けて計画を推進しようとするものです。</p>

17	<p>(1 基本的な事項(4ア)) 過疎地域持続的発展のために実施すべき 12 の事項が示されるが、これは特別措置法第7条2二を整理したに過ぎない。第7条2一過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項を小樽市として整理し、追記すべきではないのか。</p>	<p>過疎計画の策定については、過疎法で定められている事項と総合計画の政策を結びつけることで過疎計画と総合計画双方の推進が図られるものであり、原案どおりとします。</p> <p>なお、法第7条2一の過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項は、都道府県の持続的発展方針において定められる項目です。</p>								
18	<p>(1 基本的な事項(4アII、3 産業の振興(1)キ)) ③地域における情報化について、10 頁以降情報通信に関する記載が数多くあるが、基本的な考え方として本項で全容を次のように整理すべきではないか。 (1)デジタル・トランスフォーメーション(DX)とICTを並列に扱い施策を整理する (2)行政運営、観光を主体とする産業、市民生活の効率化と高度化 (3)これらを実現する体制の構築(行政と民間)、市民のITリテラシー向上含む</p>	<p>過疎計画は、国が過疎市町村に対して過疎計画に掲載すべき内容を示した作成例に準じた構成を行っているほか、北海道の策定する「過疎地域持続的発展方針」に基づいて作成しています。</p> <p>また、計画の構成上、他の項目の記載内容とのバランスを考慮し、市の目指すべき方向性や課題などを概括的に記載しているものです。</p> <p>御意見については、今後具体的な政策を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>								
19	<p>(2 移住及び定住、地域間交流の促進、人材育成(1)イ(ア)) 広域連携の推進に「生活に密接したサービスは安定的に提供していかなければならない」とあるが、本当にそうだろうか。ICT、DXにより行政サービスのあり方、市民の負荷(協働)は見直すべき。</p>	<p>御意見のとおり、今後、ICTやDXの推進により、行政サービスの在り方も変化していくものと考えますが、計画の記載にあるように、市民の利用頻度の高い生活に密接した住民サービスを安定的に供給することは、自治体の責務として必要なことと考えています。</p>								
20	<p>(2 移住及び定住、地域間交流の促進、人材育成(1)イ(ア)) 広域連携の推進に「公共施設を相互利活用できる仕組みづくりなども必要」とあるが、さっぽろ連携中枢都市圏ではそのようなテーマを取り扱っていないし、公共施設の再編に関する調査特別委員会でもそういう視点で議論されていない。本施策に小樽市が本気で取り組んでいるとは思えない。</p>	<p>御意見のとおり、他の自治体との広域連携の視点で、公共施設の相互利用については、各自治体で事情も異なるため、進展していませんが、さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンにも位置付けがありますので、今後、圏域として検討が行われるものと考えています。</p>								
21	<p>(3 産業の振興(1)オ) 産業の振興として取り扱っている観光について、工業や商業と同様に売上などの事業規模に関する数値が示されていない。観光は基幹産業のひとつとして重要な位置を占めていると言っているのに、肝心の財務数値が示されないのは小樽市の限界を感じる。</p>	<p>御意見を踏まえ、計画に下記の表を追加します。</p> <p><3産業の振興(1) 現況と問題点 才 観光> 表2- (5) 年間観光総消費額</p> <table border="1" data-bbox="847 1491 1481 1680"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間観光総消費額(億円)</td> <td>839</td> <td>1,255</td> <td>898</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成30年度調査時に算出方法を一部変更 (資料：小樽市観光客動態調査)</p>		平成 20 年度	平成 25 年度	平成 30 年度	年間観光総消費額(億円)	839	1,255	898
	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 30 年度							
年間観光総消費額(億円)	839	1,255	898							
22	<p>(3 産業の振興(1)オ) 市民と観光客との交流する機会が少ないとの記述があるが、観光収益を伸ばすため重要な施策であるとは理解しづらいし、市民周知が不足していることが原因との見解も理解できない。観光事業がオペレーションレベルで十分に設計されていないということだ。だから地域DMOに取り組んでいるのではないのか。</p>	<p>本市の観光振興における課題の一つとして、ホスピタリティの向上が上げられます。</p> <p>かつて観光客が回遊するエリアと市民生活のエリアに乖離があり、相互が交流する機会に恵まれないまま時間が経過した結果、市民のホスピタリティ意識の形成が十分になされてきませんでした。それを解決する方策の一つとして、観光が本市を支える基幹産業であるということについて市民周知を充実することが考えられます。それにより、市民の観光に対する意識</p>								

		<p>の向上と、地域への誇りと愛着の醸成が期待され、結果としてホスピタリティの向上につながるものと考えています。</p> <p>近年、情報化社会の進行による観光客の指向の多様化に伴い、市民生活のエリアへの観光客のニーズの浸透も進み、市民のホスピタリティの向上がより一層求められる時代となっています。そのような中、御意見にもあるとおり、観光地域づくりを実現するための「DMO」の取組が重要となっていきます。「DMO」は市民をはじめとする地域の多様な関係者との合意形成を推進し、小樽市という観光地域全体をマネジメントする役割を果たすことから、この取組の成果が観光収益の増加を含む地域の「稼ぐ力」を引き出すことにつながるものと考えています。</p>
23	<p>(3 産業の振興(2)指標) 情報通信産業あるいは IT、DX に関する指標を追加すべき。</p>	<p>計画策定時点では、情報通信産業に関連する具体的な予算事業が無いため指標を定めていませんが、今後、具体的な実施事業が定まった際には、事業に関連する指標を設定する予定です。</p>
24	<p>(4 地域における情報化(1)) 未来技術として ICT、AI が記載されるが、IOT、AI などとすべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、計画を次のとおり修正、追記します。</p> <p><4地域における情報化(1) 現状と問題点> 【1 段落目を修正】 ～、IoT※や AI※などといった未来技術を活用した取組が一層進んでいくことが想定されます。 【注釈の1行目に追記】 ※「IoT」…Internet of Things の略で、モノのインターネットと呼ばれており、モノがインターネット経由で通信することにより、それぞれのモノから個別に情報を取得でき、その情報を基に最適な方法でそのものを制御できるという仕組みのこと。</p>
25	<p>(5 交通施設の整備、交通手段の確保(2)指標) 公共交通機関であるバスについては市民の年間乗車回数を指標とすべき。</p>	<p>本過疎計画については、本市の最上位計画である小樽市総合計画の施策と過疎計画における地域の持続的発展のために実施すべき12の事項を結び付けながら計画を推進することとしていることから、総合計画で用いている指標を成果指標としています。</p>
26	<p>(6 生活環境の整備(1)ウ) 生活環境の整備のひとつである消防については「警防」ではなく「救急」に重点をおくべき。「救急」に対する記述が少なすぎる。</p>	<p>本過疎計画については、市の最上位計画である小樽市総合計画の施策と過疎計画における地域の持続的発展のための実施すべき12の事項を結び付けながら計画を推進することとしており、総合計画の内容を引用することで、計画間の政策の方向性の一致を確保しているため、原案どおりとします。</p>
27	<p>(6 生活環境の整備(1)ク) 環境保全については喫緊の課題である。ペーパーレスの加速、プラスチックゴミの激減処置、公共交通機関の最大利用など具体的に対策を明示すべきである。少なくとも行政でのペーパーレスは具体的に宣言すべきである。</p>	<p>本過疎計画については、市の最上位計画である小樽市総合計画の施策と過疎計画における地域の持続的発展のための実施すべき12の事項を結び付けながら計画を推進することとしており、総合計画の内容を引用することで政策等の方向性を確保しているため、原案どおりとします。</p> <p>なお、御意見については、今後の取組検討の参考とさせていただきます。</p>

28	<p>(6 生活環境の整備(1)コ)</p> <p>その他に「葬斎場」が提示されているので「墓地」についても触れてほしい。</p>	<p>「葬斎場」については、旧過疎計画期間中から、施設を安定稼働させるための長寿命化を継続していることや、新過疎法において市町村が策定する過疎計画については、公共施設等総合管理計画との整合を図ることが明記されたことから、施設を特定して掲載しているものです。</p> <p>「墓地」については、現在のところ、施設整備の具体的な計画がないため掲載しておりませんが、今後、実施すべき事業が生じた際に、追加で掲載したいと考えています。</p>
29	<p>(13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項)</p> <p>市民参加と協働によるまちづくりの推進においては、たるたる支え愛プランを前面に出すべきではないか。</p>	<p>本過疎計画については、市の最上位計画である小樽市総合計画の施策と過疎計画における地域の持続的発展のための実施すべき12の事項を結び付けながら計画を推進することとしていることから、総合計画の内容を引用することで政策等の方向性を確保しているため、原案どおりとします。</p> <p>なお、御意見にもあるとおり「たるたる支え愛プラン(第1期小樽市地域福祉計画、小樽市地域福祉活動計画)」においては「「お互いさま」と支え合い、誰もがしあわせを実感できるまちおたる」を基本理念に示していることから、過疎計画を推進していく上は、この点についても配慮してまいりたいと考えています。</p>